

掛川市スポーツ施設 利用料金上限額改定表（令和９年４月１日施行）

１ 東遠カルチャーパーク総合体育館

(1) アリーナ

(単位：円)

使用時間 区 分				午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで	
アマチュア スポーツ等 に使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	全面	一般	6,000	5,000	6,000	6,000	
			高校生以下	3,000	2,500	3,000	3,000	
		4 分の 3 面	一般	4,500	3,700	4,500	4,500	
			高校生以下	2,200	1,900	2,200	2,200	
		半面	一般	3,000	2,500	3,000	3,000	
			高校生以下	1,500	1,200	1,500	1,500	
		4 分の 1 面	一般	1,500	1,200	1,500	1,500	
			高校生以下	750	600	750	750	
	入場料を 徴収する 場合	2,000未満			18,000	15,000	18,000	18,000
		2,000以上3,000未満			21,000	17,500	21,000	21,000
		3,000以上4,000未満			24,000	20,000	24,000	24,000
		4,000以上			30,100	25,000	30,100	30,100
	控室 1			1 時間につき350				
	控室 2			1 時間につき350				
	控室 4			1 時間につき350				
商業宣伝、 営業目的等 に使用する 場合	入場料を 徴収しな い場合	全面	一般	15,000	12,500	15,000	15,000	
			高校生以下	7,500	6,300	7,500	7,500	
		4 分の 3 面	一般	11,300	9,400	11,300	11,300	
			高校生以下	5,600	4,700	5,600	5,600	
		半面	一般	7,500	6,300	7,500	7,500	
			高校生以下	3,700	3,100	3,700	3,700	
		4 分の 1 面	一般	3,700	3,100	3,700	3,700	
			高校生以下	1,900	1,500	1,900	1,900	
	入場料を 徴収する 場合	2,000未満			45,100	37,600	45,100	45,100
		2,000以上3,000未満			52,600	43,800	52,600	52,600
		3,000以上4,000未満			60,100	50,100	60,100	60,100
		4,000以上			75,200	62,600	75,200	75,200
	控室 1			1 時間につき950				
	控室 2			1 時間につき950				
	控室 4			1 時間につき950				

備考

- 1 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1 時間を超え 2 時間以内の場合	超過又は繰上げが 2 時間を超え 3 時間以内の場合	超過又は繰上げが 3 時間を超える場合
供用時間内における超過又は繰上げ	基準額の 100 パーセントに相当する額	基準額の 200 パーセントに相当する額	基準額の 300 パーセントに相当する額	基準額の 100 パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額
供用時間外における超過又は繰上げ	基準額の 150 パーセントに相当する額	基準額の 300 パーセントに相当する額	基準額の 450 パーセントに相当する額	基準額の 150 パーセントに相当する額に超過し、又は繰り上げた使用時間に乗じて得た額

- 2 備考 1 の表において「基準額」とは、午前 9 時から正午までの利用料金の額の 1 時間当たりの額をいう。
- 3 使用時間の超過又は繰上げが 3 時間を超える場合において、当該使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 4 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 武道場

(単位：円)

使用時間 区 分			午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	午後 3 時 30 分から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
アマチュアスポーツ等に使用する場合	全面	一般	2,300	1,900	2,300	2,300
		高校生以下	1,100	900	1,100	1,100
	半面	一般	1,100	900	1,100	1,100
		高校生以下	550	450	550	550
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面		5,600	4,700	5,600	5,600
	半面		2,800	2,300	2,800	2,800

備考 (1) の表備考 1 から備考 4 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) 弓道場

(単位：円)

区 分 \ 使用時間				午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで
専用 使用	アマチュア スポーツ等 に使用する 場合	全面	一般	1,100	900	1,100	1,100
			高校生以下	550	450	550	550
		片面 (5 立)	一般	600	500	600	600
			高校生以下	300	250	300	300
	商業宣伝、営業目的等 に使用する場合	全面		2,800	2,300	2,800	2,800
		片面 (5 立)		1,500	1,300	1,500	1,500
個人 使用	一般			3 時間につき100			
	高校生以下			3 時間につき50			
和室	アマチュアスポーツ等に使用する場合			1 時間につき250			
	商業宣伝、営業目的等に使用する場合			1 時間につき600			

備考 (1)の表備考 1 から備考 4 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(4) 研修室

(単位：円)

区 分		単 位	金 額
非営利目的に使用する場合	全面	1 時間	750
	片面	1 時間	350
商業宣伝、営業目的等に使用する場合	全面	1 時間	1,800
	片面	1 時間	900

(5) プール・トレーニング室・スタジオ

(単位：円)

区 分			単 位	金 額
プール	個人使用	一般	1 回	550
		小・中学生	1 回	200
		3 歳以上	1 回	100
	プログラム (受講料のみ)		30分	200
	専用使用 (1 コース)	一般	1 時間	3,400
		高校生以下	1 時間	1,400
トレーニング室	大人 (高校生以上)		1 回	450
	小人 (中学生)		1 回	200

スタジオ	専用使用	アマチュアスポーツ等	1 時間	750
		商業宣伝、営業目的等	1 時間	1, 800
	個人使用	プログラム（施設利用料 金と受講料の合計額）	30分	750
			45分	900
			60分	1, 000
共通定期券			1 月	7, 800
共通回数券	100円利用券60枚綴り			5, 230
	100円利用券11枚綴り			1, 030
	100円利用券			100
法人利用券（プール及びト レーニング室に限る。）		法人	1 口1, 000枚	345, 700
			1 口300枚	115, 200
			1 口150枚	57, 600
		個人	1 枚	450

(6) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面（全点灯）	1 時間 1,800
	全面（2分の1点灯）	1 時間 900
	4分の3面（全点灯）	1 時間 1,300
	4分の3面（2分の1点灯）	1 時間 650
	半面（全点灯）	1 時間 900
	半面（2分の1点灯）	1 時間 450
	4分の1面（全点灯）	1 時間 450
	4分の1面（2分の1点灯）	1 時間 200
武道場	全面	1 時間 600
	半面	1 時間 300

(7) 冷暖房・空調設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
アリーナ	全面	1 時間 6,300
	控室 1	1 時間 100
	控室 2	1 時間 100
	控室 4	1 時間 100
武道場	全面	1 時間 1,200
スタジオ	全面	1 時間 500
弓道場専用使用	全面	1 時間 250
研修室	全面	1 時間 250

(8) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示板	1 式	1,030
バスケットゴール	1 対	510
フットサルゴール	1 対	200
ハンドボールゴール	1 対	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
レクリエーション用具	1 種目 1 セット	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

(9) その他

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
メインアリーナ放送室	1 式	6,300
放送設備（アリーナ・武道場・弓道場・研修室・スタジオ）	各 1 式	1,200
託児（生後 6 月から就学前までの幼児）	1 人	350

2 掛川海洋センター

(1) 体育館

(単位：円)

使用時間		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 3 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分 から午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分 から午後 9 時 30 分まで
区 分	全面使用	1,200	1,000	1,200	1,200
	半面使用	600	500	600	600
研修室		1 時間につき 250			

備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の 100 パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 屋内運動場又は研修室の利用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1 に該当する場合は、1 により算定

した額)の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

- 3 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 4 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1 時間を超え 2 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2 時間を超え 3 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3 時間を超える場 合
供用時間 内におけ る超過又 は繰上げ	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額
供用時間 外におけ る超過又 は繰上げ	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額

- 5 備考4の表において「基準額」とは、午前9時から正午までの利用料金の額(備考1に該当する場合は、備考1により算定した額)の1時間当たりの額をいう。
- 6 使用時間の超過又は繰上げが3時間を超える場合において、当該使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 附帯設備

(単位：円)

種 類		単 位	金 額
屋内運動場照明設備	全面	30分	100
	半面	30分	50
舟艇	大人	3 時間	250
	小人	3 時間	100

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

3 いこいの広場

(1) 野球場

(単位：円)

区 分 \ 使用時間	午前 6 時から午前 8 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 7 時まで
野球場	2,500	4,500	4,500	2,300
放送設備及び B S O 表示板	600	1,200	1,200	600
スコアボード及びオーダーボード	350	600	600	350

備考

- 1 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 2 野球場の使用者が入場料（これに類するものを含む。以下同じ。）を徴収する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額（1に該当する場合は、1により算定した額）の100パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 3 野球場の使用者が入場料を徴収する場合における利用料金の額は、2に定めるもののほか、入場料の徴収総額の5パーセントに相当する額を加算した額とする。ただし、入場料の徴収総額が利用料金の額を超えない場合は、この限りでない。
- 4 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 多目的広場

(単位：円)

区 分 \ 使用時間	午前 6 時から午前 8 時 30 分まで	午前 8 時 30 分から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時 30 分まで
全面使用	1,900	3,500	3,500	3,500
片面使用	950	1,800	1,800	1,800

備考 (1)の表備考1の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) テニスコート

(単位：円)

使 用 時 間	単 位	金 額
午前 6 時 30 分から午前 8 時 30 分まで	1 面	750
午前 8 時 30 分から午前 10 時 30 分まで	1 面	750
午前 10 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	1 面	750
午後 1 時から午後 3 時まで	1 面	750
午後 3 時から午後 5 時まで	1 面	750
午後 5 時から午後 7 時まで	1 面	750
午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1 面	900

備考 (1)の表備考1の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(4) 附帯設備

(単位：円)

区 分	種 類		単 位	金 額
多目的広場	照明設備	全面使用	30分	3,500
		片面使用	30分	2,300
テニスコート	照明設備		30分	250
	練習板		1 人	100

4 下垂木多目的広場

(単位：円)

区 分	使用時間	午前 8 時30分 から午前10時 30分まで	午前10時30分 から午後零時 30分まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで
全面使用		2,300	2,300	2,300	2,300
片面使用		1,100	1,100	1,100	1,100

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

5 安養寺運動公園

(1) 多目的グラウンド

(単位：円)

使 用 時 間	金 額
午前 6 時から午前 8 時30分まで	950
午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800
午後 1 時から午後 5 時まで	1,800
午後 5 時から午後 9 時30分まで	1,800

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) テニスコート

(単位：円)

使 用 時 間	単 位	金 額
午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	1 面	500
午前 8 時30分から午前10時30分まで	1 面	500
午前10時30分から午後零時30分まで	1 面	500
午後 1 時から午後 3 時まで	1 面	500
午後 3 時から午後 5 時まで	1 面	500
午後 5 時から午後 7 時まで	1 面	500
午後 7 時から午後 9 時30分まで	1 面	600

備考 (1)の表備考の規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) 水泳プール

(単位：円)

使用区分 \ 使用時間			午前 6 時 45分から 午前 8 時 45分まで	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 4 時まで	午後 4 時 15分から 午後 6 時 15分まで	午後 5 時 から午後 8 時まで
専用 使用	高校生 以上	30人以下	18,200	—	—	18,200	—
		30人超え50人以下	24,200	—	—	24,200	—
		50人超え	36,300	—	—	36,300	—
	中学生 以下	30人以下	9,100	—	—	9,100	—
		30人超え50人以下	12,100	—	—	12,100	—
		50人超え	18,200	—	—	18,200	—
個人 使用	当日券	一般	—	350	350	—	350
		小・中学生	—	200	200	—	200
		3歳以上	—	100	100	—	100
	回数券	一般	1冊(11回分)につき3,700				
		小・中学生	1冊(11回分)につき2,080				
		3歳以上	1冊(11回分)につき1,030				

(4) 公園管理棟

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
ミーティングルーム	1 時間	250

(5) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
多目的グラウンド	30分	1,800
テニスコート	30分	250

6 大東海洋センター

(1) 艇庫

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
会議室	1 時間	250

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合における利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 附帯設備

(単位：円)

種 類		単 位	金 額
舟艇	大人	3 時間	250
	小人	3 時間	100

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

7 大東総合運動場

(1) 運動場

(単位：円)

区 分			使 用 時 間	金 額	
				市 内	市 外
野球場			午前 6 時から午前 8 時30分まで	1, 200	2, 500
			午前 8 時30分から午後 1 時まで	2, 300	4, 500
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 300	4, 500
			午後 5 時から午後 9 時30分まで	2, 300	4, 500
多目的広場			午前 6 時から午前 8 時30分まで	1, 100	2, 200
			午前 8 時30分から午後 1 時まで	2, 000	4, 000
			午後 1 時から午後 5 時まで	2, 000	4, 000
			午後 5 時から午後 7 時まで	1, 000	2, 000
テニスコート（1 面）			午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	750	1, 500
			午前 8 時30分から午前10時30分まで	750	1, 500
			午前10時30分から午後零時30分まで	750	1, 500
			午後 1 時から午後 3 時まで	750	1, 500
			午後 3 時から午後 5 時まで	750	1, 500
			午後 5 時から午後 7 時まで	750	1, 500
			午後 7 時から午後 9 時30分まで	900	1, 800
グラウンド ゴルフ場	全面	専用利用	午前 9 時から午後零時まで	6, 200	12, 500
			午後 1 時から午後 4 時まで	6, 200	12, 500
		個人利用	午前 9 時から午後零時まで	100	250
			午後 1 時から午後 4 時まで	100	250
	半面	専用利用	午前 9 時から午後零時まで	3, 100	6, 200
			午後 1 時から午後 4 時まで	3, 100	6, 200
		個人利用	午前 9 時から午後零時まで	100	250
			午後 1 時から午後 4 時まで	100	250

備考

- この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。
- 多目的広場の一部を使用する場合における利用料金の額は、使用面積が多目的広場の面積の2分の1以下のときは、所定の利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
野球場	30分	2, 600
テニスコート	30分	250

8 大東ビーチスポーツ公園運動場

(1) ビーチバレーコート

(単位：円)

使 用 時 間	単 位	金 額	
		市 内	市 外
午前 6 時から午前 9 時まで	1 面	350	750
午前 9 時から午後 1 時まで	1 面	500	1,000
午後 1 時から午後 5 時まで	1 面	500	1,000

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。

(2) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
バレー用具	1 対	100
サッカーゴール	1 対	200

9 大東北運動場

(1) 運動場

(単位：円)

区 分	使 用 時 間	金 額	
		市 内	市 外
多目的広場	午前 6 時から午前 8 時30分まで	950	1,900
	午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800	3,500
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,800	3,500
	午後 5 時から午後 7 時まで	900	1,800
テニスコート（1 面）	午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	750	1,500
	午前 8 時30分から午前10時30分まで	750	1,500
	午前10時30分から午後零時30分まで	750	1,500
	午後 1 時から午後 3 時まで	750	1,500
	午後 3 時から午後 5 時まで	750	1,500
	午後 5 時から午後 7 時まで	750	1,500
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	900	1,800

備考 この表において「市内」とは、掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するものをいい、「市外」とは、市内以外のものをいう。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
テニスコート	30分	250

10 大須賀運動場

(1) 運動場

(単位：円)

施 設 名	使 用 時 間	金 額
野球場・陸上競技場	午前 6 時から午前 8 時30分まで	950
	午前 8 時30分から午後 1 時まで	1,800
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,800
	午後 5 時から午後 9 時30分まで	1,800
テニスコート（1面）	午前 6 時30分から午前 8 時30分まで	500
	午前 8 時30分から午前10時30分まで	500
	午前10時30分から午後零時30分まで	500
	午後 1 時から午後 3 時まで	500
	午後 3 時から午後 5 時まで	500
	午後 5 時から午後 7 時まで	500
	午後 7 時から午後 9 時30分まで	600

備考 掛川市民及び掛川市内に事務所又は事業所を有するもの以外のものが使用する場合には、利用料金の額は、所定の利用料金の額の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

(2) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
野球場・陸上競技場	30分	1,200
テニスコート	30分	250

11 大須賀海洋センター

(単位：円)

使用時間		午前 9 時から正午 まで	午後 1 時から午後 4 時まで	午後 5 時から午後 8 時まで
区 分	大人	200	200	200
	小人	100	100	100
	3 歳以上	50	50	50

備考 この表において「小人」とは、小学生及び中学生をいう。

12 南体育館

(1) アリーナ

(単位：円)

使用時間 区 分			午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時30分 まで	午後 3 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午後 6 時 30分から 午後 9 時 30分まで
入場料を徴収しない場合	全面	一般	4,500	3,700	4,500	4,500
		高校生以下	2,200	1,900	2,200	2,200
	3 分の 2 面	一般	3,000	2,500	3,000	3,000
		高校生以下	1,500	1,200	1,500	1,500
	半面	一般	2,200	1,900	2,200	2,200
		高校生以下	1,100	900	1,100	1,100
	3 分の 1 面	一般	1,500	1,200	1,500	1,500
		高校生以下	750	600	750	750
入場料を徴収する場合	2,000未満		13,500	11,300	13,500	13,500
	2,000以上3,000未満		15,800	13,100	15,800	15,800
	3,000以上4,000未満		18,000	15,000	18,000	18,000
	4,000以上		22,500	18,800	22,500	22,500

備考

- 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の400パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 使用時間の超過又は繰上げは、施設の使用に支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。この場合において、当該超過又は繰上げに係る利用料金の額は、次の表に掲げる額とする。

	超過又は繰上げが 1 時間以内の場合	超過又は繰上げが 1 時間を超え 2 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 2 時間を超え 3 時 間以内の場合	超過又は繰上げが 3 時間を超える場 合
供用時間 内におけ る超過又 は繰上げ	基準額の100パー セントに相当する 額	基準額の200パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の100パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額
供用時間 外におけ る超過又 は繰上げ	基準額の150パー セントに相当する 額	基準額の300パー セントに相当する 額	基準額の450パー セントに相当する 額	基準額の150パー セントに相当する 額に超過し、又は 繰り上げた使用時 間を乗じて得た額

- 備考 2 の表において「基準額」とは、午前 9 時から正午までの利用料金の額（備考 1 に該

当する場合は、備考 1 により算定した額) の 1 時間当たりの額をいう。

4 使用時間の超過又は繰上げが 3 時間を超える場合において、当該使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。

5 利用料金の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) 体力測定室

(単位：円)

区 分 \ 使用時間		午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 3 時 30 分 まで	午後 3 時 30 分から 午後 6 時 30 分まで	午後 6 時 30 分から 午後 9 時 30 分まで
全面	一般	1,100	900	1,100	1,100
	高校生以下	550	450	550	550
半面	一般	550	450	550	550
	高校生以下	300	250	300	300

備考 (1) の表備考 1 から備考 5 までの規定は、この表に掲げる利用料金について準用する。

(3) トレーニング室

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
大人 (高校生以上)	1 回	450
小人 (中学生)	1 回	200
共通定期券	1 月	7,800

(4) その他の施設

(単位：円)

区 分		単 位	金 額
研修室	全面	1 時間	750
	半面	1 時間	350
会議室・相談室・談話室		1 時間	350

備考 商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって使用する場合における利用料金の額は、入場料の徴収の有無にかかわらず、所定の利用料金の額の 400 パーセントに相当する額を加算した額とする。

(5) 照明設備

(単位：円)

区 分	単 位		金 額
アリーナ	全面	1 時間	1,300
	3 分の 2 面	1 時間	900
	半面	1 時間	650
	3 分の 1 面	1 時間	450
体力測定室	全面	1 時間	300
	半面	1 時間	150

(6) 冷暖房・空調設備

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
体力測定室	1 時間	600
研修室	1 時間	250
会議室	1 時間	100
相談室	1 時間	100
談話室	1 時間	100

(7) 備品

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
電光表示器	1 式	200
バスケットボール用具	1 コート	200
フットサル用具	1 コート	200
ハンドボール用具	1 コート	200
バレーボール用具	1 コート	200
バドミントン用具	1 コート	100
卓球台	1 台	100
テニス用具	1 コート	200
インディアカ用具	1 コート	100
トランポリン用具	1 台	300
トランポビクス	1 式	200
フロアシート	1 枚	100
ステージ	1 台	200

(8) その他

(単位：円)

区 分	単 位	金 額
放送設備（アリーナ・体力測定室）	1 式	1,200
託児（生後 6 月から就学前までの幼児）	1 人	350